

第2次三原市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

(計画期間：令和4年度～令和18年度)

三原市は、『安心して快適・安全に住み続けられるまち』を目指して、
ごみの減量化や再資源化、生活排水の適正処理に努めていきます。



“やっさだるマン”
三原市公式マスコットキャラクター

令和4年3月



計画策定の趣旨

◆ 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、ごみの減量化や再資源化、生活排水の適正処理を推進するための基本方針を示すもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の二つで構成されています。

三原市では、持続可能な開発目標（SDGs）や社会環境の変化、現在の一般廃棄物処理状況を踏まえた一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という。)を策定しました。

一般廃棄物基本計画

ごみ処理基本計画

生活排水処理基本計画

持続可能な開発目標（SDGs）とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

《関係するSDGs》



6.安全な水とトイレを世界中に



7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに



12.つくる責任 つかう責任



13.気候変動に具体的な対策を



14.海の豊かさを守ろう



15.陸の豊かさを守ろう
陸上生態系の保護、

◆ 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和18年度までの15年とします。

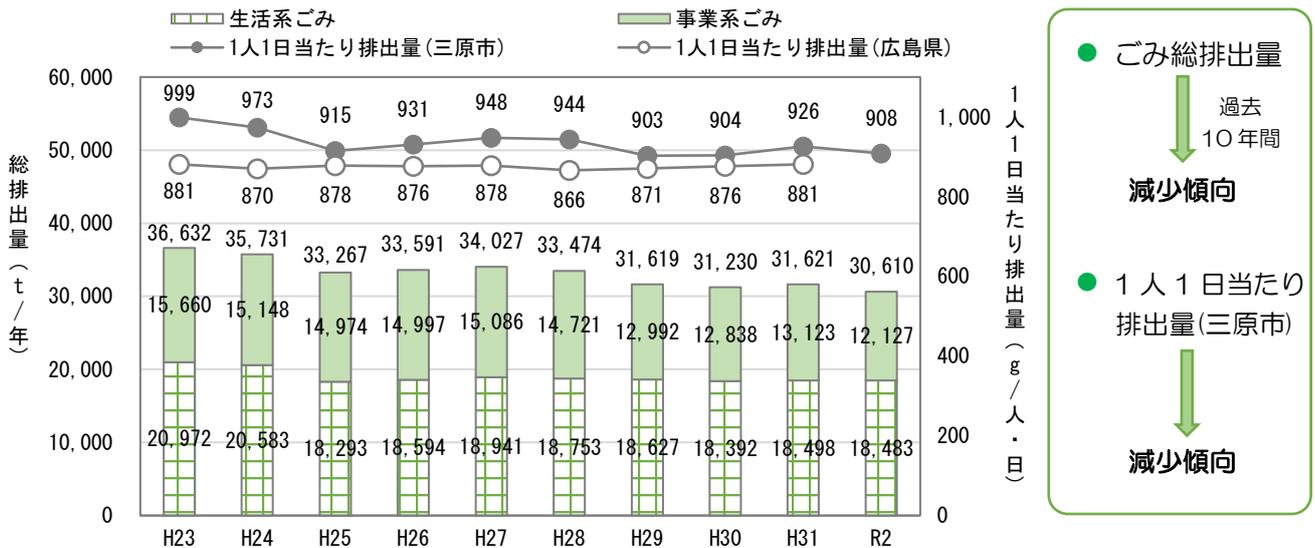
令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
計画初年度	中間目標年度	中間目標年度	目標年度
← 計画期間 15年 →			

ごみ処理基本計画

◆ ごみ処理の実態

ごみ総排出量，1人1日当たり排出量の推移

ごみ総排出量，1人1日当たり排出量は，過去10年間で減少傾向となりましたが，県平均と比べると，やや多い状態です。



再資源化量の推移

再資源化量及び再資源化率は，過去10年間で減少傾向であり，県平均と比べても少なくなっています。



◆ ごみ処理の課題

近年では、次のような新たな課題が発生しています。

ごみ処理体制の課題

- 新たな分別区分の周知・啓発
- 高齢者にも配慮したごみ収集体制づくり
- 最終処分場の容量が残りわずかとなっている
- 災害廃棄物の処理体制づくり

ごみ減量化・再資源化の課題

- 広島県平均よりもごみ量が多く推移している
- 再資源化量が減少している

その他の課題

- 食品ロス問題への対応
- 海洋プラスチック問題への対応



災害廃棄物処理について

近年、気候変動による局地的な大雨が多発しており、本市においても、浸水や土砂災害等による被害が増加しています。

そのため、災害時に発生する廃棄物（災害廃棄物）の処理体制について、検討する必要があります。



災害廃棄物仮置場の様子
(平成30年7月豪雨災害)

食品ロス問題とは

食品ロスとは、本来食べられるのにすてられる食品のことです。本市においても、ごみステーションに出されたもやすごみの組成調査により、食品ロスが排出されていることが確認されていることから、適切な対策が必要です。



本市で排出されている食品ロス
(令和2年10月ごみ組成調査結果)

海洋プラスチック問題とは

海洋プラスチックごみは生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。

海洋プラスチックごみに関して 2050年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20首脳間で2019年に共有されました。

本市においても、海洋プラスチック対策に努めていく必要があります。

◆ 基本方針

本計画では、基本理念・基本方針に基づいて施策を推進することで、ごみ処理の課題を解決するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献していきます。



基本理念

安心して快適・安全に住み続けられるまち

基本方針1

清掃工場など各施設の機能を最大限に発揮させるため、施設・設備の長寿命化や計画的な更新を進めるとともに、ごみや環境に対する啓発のための施設活用や市民の利便性向上に取り組み、一般廃棄物の安定処理を継続する

- | | |
|-----|--------------------|
| 1-1 | 収集・運搬の適正な実施 |
| 1-2 | 一般廃棄物処理施設の安定的な運転管理 |
| 1-3 | 次期清掃工場の整備に向けた検討 |
| 1-4 | 最終処分場再生・延命化 |
| 1-5 | 廃止施設の適正な管理・処分 |
| 1-6 | 災害廃棄物処理体制の構築 |

基本方針2

ごみの減量化や分別不良、不法投棄に対し、住民や事業所の理解と協力を促進するため、家庭や学校、事業所などと連携した取り組みを推進する

- | | |
|-----|--------------------|
| 2-1 | 排出等啓発事業 |
| 2-2 | 生ごみ減量対策協力者報償金制度の推進 |
| 2-3 | 集団回収事業の整備 |
| 2-4 | 拠点回収・店頭回収の推進 |
| 2-5 | 展開検査の実施 |
| 2-6 | ごみ処理手数料等の検討 |
| 2-7 | 事業所への協力依頼 |
| 2-8 | 不法投棄対策 |
| 2-9 | 地域清掃を行った団体への支援 |

基本方針3

環境への影響が問題視されているペットボトルやプラスチック類、また食品ロスについて、処理やリサイクル全体のあり方を検討し、ごみの減量化や資源化を推進する

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 3-1 | フードドライブの活用 |
| 3-2 | 備蓄食料の有効活用 |
| 3-3 | 指定袋をプラスチック以外の素材への変更 |
| 3-4 | 容器包装プラスチック以外のプラスチックのリサイクル |
| 3-5 | 事業者に対して、ごみ減量化のための自主回収ルート確立を支援 |

基本方針4

地域や町内会等が抱える課題に対応するため、「地域の自主性や自己決定」を尊重しながら、官民の連携を推進する

- | | |
|-----|-----------------------|
| 4-1 | ごみ排出困難者の支援 |
| 4-2 | 廃棄物減量等推進審議会の運営 |
| 4-3 | 生活環境推進員と連携した環境教育活動の実施 |

◆ ごみ減量化，再資源化のための行動目標

本計画では，次の施策を中心に実施することを行動目標とします。



生活系ごみに係る施策

資源回収の推進

- ストックヤード，古紙回収ボックス，店頭回収の利用を普及啓発します。 [施策体系 2-4]
- 集団回収の利用を普及啓発します。 [施策体系 2-3]

食品ロス対策

- 食品ロス削減レシピをホームページや広報誌等で紹介します。 [施策体系 2-1]
- 量り売り・ばら売り等を実施している店舗を市民に紹介します。 [施策体系 2-1]
- フードドライブの利用を推進します。 [施策体系 3-1]
- 生ごみ減量対策協力者報償金制度を普及啓発します。 [施策体系 2-2]

分別の徹底

- 分別ガイドやかんきょうカレンダー，広報誌の情報を充実します。 [施策体系 2-1]
- 電子媒体による情報発信をします。 [施策体系 2-1]

その他

- 市民から募集したごみ減量化等のアイデアを活用します。 [施策体系 2-1]

事業系ごみに係る施策

食品ロス対策

- 食品ロスが発生しにくい業務方法について普及啓発します。 [施策体系 2-7]
- フードドライブの利用を推進します。 [施策体系 3-1]
- 食品ロスリサイクルの仕組みづくりについて検討します。 [施策体系 3-4]

OA 紙・機密文書のリサイクルの推進

- 機密文書リサイクル業者を紹介します。 [施策体系 3-4]
- ペーパーレス化の推進を依頼します。 [施策体系 2-7]

海洋プラスチック対策

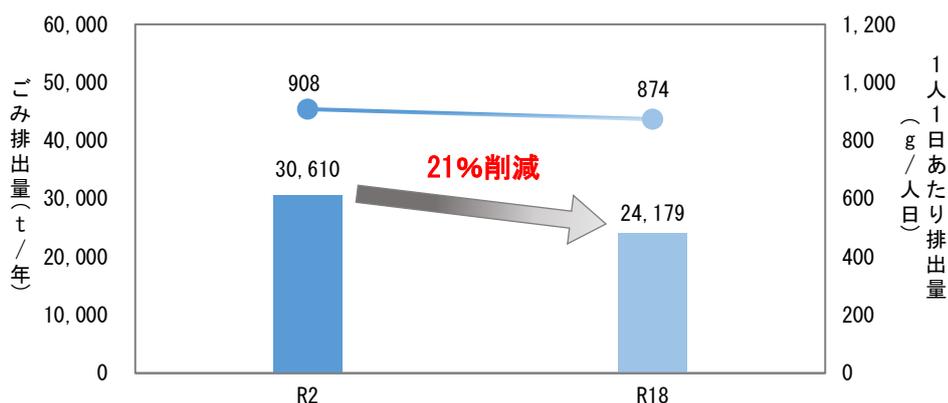
- 利用客のマイバック使用を推進します。 [施策体系 2-7]
- プラスチック製品の利用を減らすように普及啓発します。 [施策体系 2-7]
- 廃プラスチックの適正処理を普及啓発します。 [施策体系 2-7]

◆ 計画目標

本計画では、各施策を推進することで、ごみ減量化、再資源化、最終処分における数値目標の達成を目指します。



ごみ減量化目標

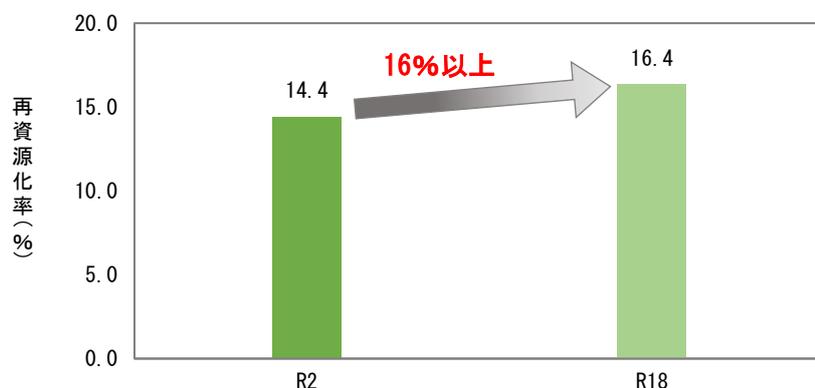


1人1日当たり
34g削減すると
達成できます。



およそ「ピーマン
1個分」です。

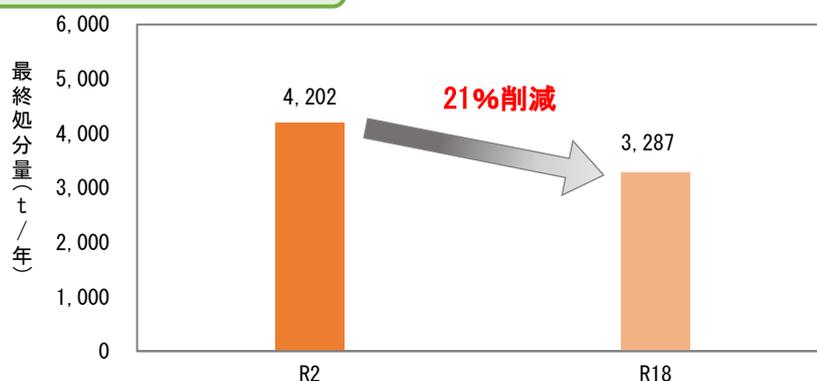
再資源化目標



資源物の分別回収
に取り組むことで
達成できます。



最終処分目標



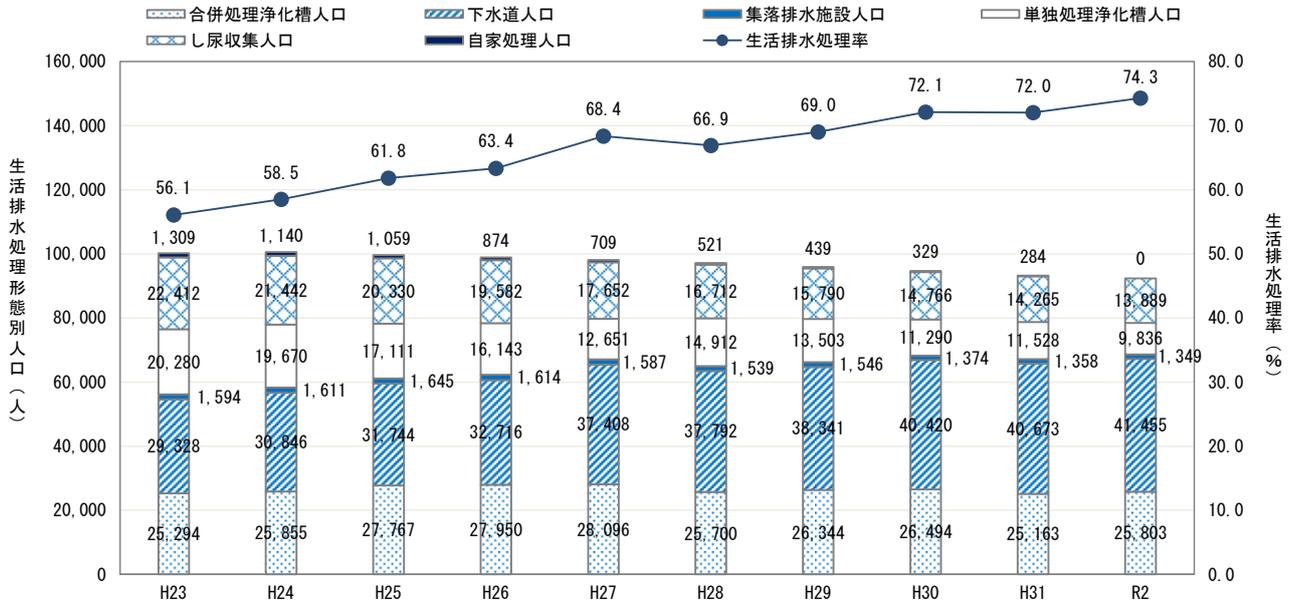
ごみの減量化と
再資源化に努める
ことで、最終処分量
の削減にも繋が
ります。

※ごみ排出量、最終処分量は、集団回収、店頭回収を除く。再資源化率には、集団回収、店頭回収を含む。

生活排水処理基本計画

◆ 生活排水の実態

生活排水処理率は、下水道整備を計画的に進めたことにより下水道人口が増加傾向にあるため、令和2年度で74.3%にまで増加しています。



◆ 生活排水の課題

今後、生活排水処理をよりよくしていくには、次のような課題があります。

集合処理施設の整備

- 下水道や集落排水施設への接続を呼びかける
- 未整備である区域での整備の促進

個別処理施設の整備

- 合併処理浄化槽の設置を推進
- 単独処理浄化槽を使用している世帯への合併処理浄化槽への転換の推進

市民への普及啓発

- 生活排水対策が果たす役割及びその効果の普及
- 市民ができる生活排水対策の普及啓発



◆ 基本方針

基本理念は、ごみ処理基本計画と同様に、『安心して快適・安全に住み続けられるまち』とし、基本方針は次の2方針を定めます。



基本理念 : 安心して快適・安全に住み続けられるまち

基本方針1

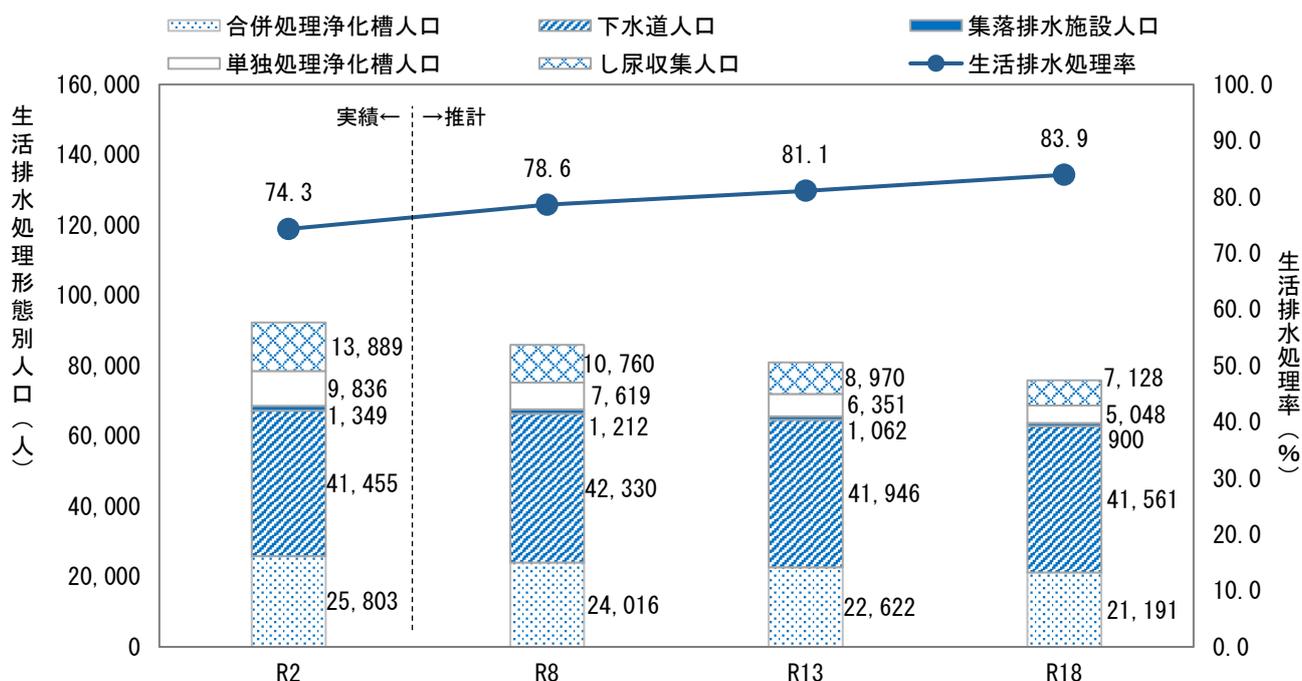
公共下水道の処理区域内の計画的な下水道整備を行うとともに、コスト縮減を図りながら、公営企業会計のもとで安定した事業運営を行う

基本方針2

公共下水道の処理区域外では、合併処理浄化槽への設置・転換を支援する。漁業集落排水事業と農業集落排水事業は整備済みであるため、適正な維持管理を推進する

◆ 計画目標

本計画では、「生活排水処理率を83%以上」にまで向上させることを計画目標とします。



第 2 次三原市一般廃棄物処理基本計画【概要版】令和 4 年 3 月

編集・発行 三原市 生活環境部 環境施設課

〒723-0061 三原市八坂町 10227 番地

TEL : 0848-62-4197

FAX : 0848-67-6069

E-mail : kankyoshisetsu@city.mihara.hiroshima.jp
